

平成 23 年度

# 海上防災訓練のご案内

(別冊/登録講習編)

平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

独立行政法人

海上災害防止センター 防災訓練所

## 目 次

I	海上防災訓練コースの案内について……………	P1
II	登録講習の詳細と平成 23 年度実施計画について……………	P1～5
	○登録講習の種別と概要について	
	○各登録講習のカリキュラムと日程について	
	○平成 23 年度訓練実施計画（登録講習）について	
	○登録講習の受講料等について	
III	受講の申込方法等について……………	P5～6
	○受講申込方法	
	○受講者の変更について	
	○受講等を取り消す場合の料金の返納について	
	○受講の申込・変更・取り消し先、訓練内容などの相談窓口	
IV	受講に際しての注意事項等について……………	P7～8
	○受講者の健康状態等について	
	○集合場所及び集合時刻	
	○必ず持参いただく書類、必要物品など	
	○宿泊施設の利用について	
	○研修所近隣のホテル等について	
V	修了証等について……………	P9
	○登録講習修了証明書	
	○英文修了証	
VI	更新講習会について……………	P9
	別表等……………	P10～
	・平成 23 年度海上防災訓練実施計画	
	・申込書様式、受講申込規約	
	・申込書記入要領	

## I 海上防災訓練コースの案内について

独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」と言います。）では、神奈川県横須賀市の防災訓練所（研修所）において、主に次の方々を対象とした各種消防訓練、油防除訓練、有害液体物質防除訓練など様々な防災訓練コースを開講しています。

- ・ 油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー（以下「油タンカー等」と言います）、旅客船等の船舶乗組員
- ・ 石油コンビナート、電力・ガス会社等の防災関係者
- ・ 不特定多数の人が集まる施設等の防災関係者
- ・ 油防除、コンビナート・タンクローリー等の火災を担当する地方公共団体等の消防関係者
- ・ 有害液体物質取扱企業の防災部門関係者 等々

また、これら防災訓練コースのうちのいくつかのコースが、法令上の規定で必要となる資格の認定のための法定講習となっています。

○この冊子には、船員法施行規則等に定める法定講習で、当センターが国土交通省に登録をされ、実施している講習（以下「登録講習」と言います。）について記載しています。

○その他の防災訓練コースについて、詳しくは「平成 23 年度海上防災訓練のご案内」（総合編）…〔白色の冊子〕をご覧ください。

## II 登録講習の詳細と平成 23 年度実施計画について

センターでは、これまでも船員法に定める危険物等取扱責任者資格等の取得に必要な法定講習（訓練）を実施してきましたが、平成 16 年 5 月 21 日に公布、施行された「船員法施行規則等の一部を改正する省令」により、これまで指定講習として実施されてきた船員法施行規則等の法定講習が登録制度に移行されたことを受け、センターでは次のとおり登録申請を行い、国土交通省に登録をされ引き続き法定講習を実施しております。

### ◆登録講習一覧表

当センターでの講習名 登録講習区分	標 準 コ ー ス (P2 参照)	消 防 実 習 コ ー ス (P3 参照)	有 害 物 質 コ ー ス (P3 参照)
甲種危険物等取扱責任者講習（ <u>消 防</u> 講習）	○	○	
甲種危険物等取扱責任者講習（ <u>学 科</u> 講習）	○		
安全担当者講習	○		
有害液体汚染防止管理者講習（ <u>消 防</u> 講習）			○
有害液体汚染防止管理者講習（ <u>学 科</u> 講習）			○

## 1.登録講習の種別と概要について

(1) 油タンカー等の「**甲種危険物等取扱責任者**」の資格認定に必要となる講習

「STCW 条約」に基づき制定された「船員法」の規定により、油タンカー等の上級職員は、乗船する油タンカー等の航行区域により、次表に掲げる学科講習（座学）、消防講習（消防実習）を受講する必要があります。

	船長 ・ 一航士		機関長・一機士
	学科講習（座学）	消防講習（消防実習）	消防講習（消防実習）
沿 海	いずれか1名は必要	2名とも必要	2名とも必要
近海・遠洋	2名とも必要	2名とも必要	2名とも必要

当センターでは、この登録講習として、学科講習と消防講習を併せて行う「標準コース」と、消防講習のみを行う「消防実習コース」がそれぞれ国土交通大臣の登録を受けています。

(2) 油タンカー等の「**安全担当者**」の選任の対象となる講習

船員労働安全衛生規則に基づく「安全担当者」の登録講習として、「標準コース」が国土交通大臣の登録を受けています。

(3) 「**有害液体汚染防止管理者**」の選任の対象となる講習

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則に基づく「有害液体汚染防止管理者」の登録講習として、「有害物質コース」が国土交通大臣の登録を受けています。

## 2.各登録講習のカリキュラムと日程について

各登録講習のカリキュラムと日程については、次のとおりです。

### ▼標準コース

区分	標準コース（甲種危険物等取扱責任者講習、安全担当者講習）			
対象	石油・液体化学薬品・液化ガスタンカーの船長、一等航海士を含む船舶乗組員等			
訓練概要	5日（座学2日 + 油火災消防実習等2日 + 流出油対応実習等1日）			
	船舶火災・海上火災・油流出などの緊急事態に直面した際に、正しい判断によって災害を最小限度に抑止するための知識を習得し、実習を通してそれを体得する訓練。			
	第1日	0840～0900 日程等説明 0900～1100 引火性危険物の物理的性質等 1100～1200 タンカーにおける火災爆発① 1300～1400 タンカーにおける火災爆発② 1400～1600 タンカー火災に対する消火技術 1600～1700 保護具・検知器	第3日	0840～1650 船舶火災消防実習 （消火器、ホースハンドリング、丸タンク消火、角タンク泡消火、機関室火災消火）
	第2日	0900～1200 タンカーの構造・設備、実務 1300～1500 災害防止対策 1500～1700 船員法等関連法令	第4日	0840～1650 船舶火災消防実習 （液化ガス消火、亀裂甲板消火、検知器・保護具、船内捜索救助）
			第5日	0900～1200 海上汚染防止対策 1300～1600 流出油事故への対応 1600～1700 判定試験、修了式等

## ▼消防実習コース

区分	消防実習コース（甲種危険物等取扱責任者講習〈消防講習のみ〉）	
対象	石油・液体化学薬品・液化ガスタンカーの船長、一航士、機関長、一機士及び消防関係者	
訓練概要	1日目(実習)	2日目(実習)
	(油・液化ガス・液体化学薬品火災消防実習) 0830～0850 日程等説明（移動） 0850～1150 油火災消防実習 1250～1550 液化ガス・液体化学薬品消防実習 1610～1700 自給式呼吸装置装着訓練	(船内捜索救助、保護具・検知具、流出油防除実習) 0830～0850 日程等説明（移動） 0850～1000 船内捜索訓練等 1000～1200 保護具・検知器取扱実習 1330～1630 油防除実習 1630～1700 判定試験等

注意事項：センターで実施する法定講習としての「消防実習コース」は2日間コースのみとなっています。（平成16年12月以降）

平成16年5月21日に公布、施行された「船員法施行規則等の一部を改正する省令」では、甲種危険物等取扱責任者講習の消防講習には、石油火災消防実習、液化ガス火災・液体化学薬品消防実習など計13時間以上の講習が必要とされたことから、これを受け当センターで行う消防講習である「消防実習コース」についても2日間で実施することとしたため、平成16年11月をもって油火災実習（1日コース）と液体化学薬品・液化ガス火災実習（1日コース）については廃止しました。

※引き続き、当センターの「消防実習コース」と、他の講習機関が実施する登録講習（「甲種危険物等取扱責任者講習（学科講習）」、「タンカー安全担当者講習」）を別々に受講することも可能です。その場合は下記の実施機関にお問合せのうえ、別々に受講する場合は実施機関と当センターのそれぞれに申し込みを行ってください。

(学科講習実施機関)	・ 船員災害防止協会 (TEL：03-3263-0918)
	・ 尾道海技学院 (TEL：0848-37-8111)
	・ 関門海技協会 (TEL：0832-66-4029)

## ▼有害物質コース

区分	有害物質コース			
対象	有害液体物質を取り扱うタンカーの乗組員、関連企業の従業員など			
訓練概要	3日（座学2日 + 有害液体物質検知・消防実習1日）			
	有害物質を取り扱うための知識を取得、あわせて有害液体物質の防除及び消火の実際並びに防護資機材・検知器の取扱いを体得する訓練。			
	第1日	0840～0900 日程等説明 0900～1100 有害液体物質関係法規 1100～1200 保護具・検知器の概要 1300～1700 有害液体物質の性状	第2日	0850～1200 有害液体物質の取扱い 1300～1600 流出有害液体物質への対応 1600～1700 保護具・検知器の取扱い
		第3日	0900～1630 総合実習 1630～1700 判定試験等	

### 3.平成 23 年度訓練実施計画（登録講習）について

各コース（登録講習）の開講日程は、P.10 **別表**「平成 23 年度海上防災訓練実施計画（登録講習）」のとおりです。

※ただし、各コースとも受講申込者が 10 名未満の場合は、やむを得ず、そのコースを取りやめる場合がありますので、予めご了承ください。

### 4.登録講習の受講料等について

(1) 各登録講習の受講料及び施設利用料（以下、「受講料等」といいます。）は、次表のとおりです。なお、各受講料には講習期間中の昼食費を含んでいます。

#### ○平成 23 年度登録講習受講料等

訓練所内の宿泊施設の宿泊料の意味。

コース名	定員	受講料・施設利用料（円）
標準コース (5日間)	40人/回	受講料 184,200 (課税分4,725 非課税分179,475) 施設利用料* 14,000 下記②参照 計 198,200
消防実習コース (2日間)	30人/回	受講料 117,400 (課税分1,890 非課税分115,510) 施設利用料* 3,500 下記②参照 計 120,900
有害物質コース (3日間)	30人/回	受講料 115,000 (課税分2,835 非課税分112,165) 施設利用料* 7,000 下記②参照 計 122,000

\*施設利用料とは、訓練所内の宿泊設備を利用した際(中泊分)の料金を意味します。

(2) 施設利用料は、研修所に付属する宿泊設備に宿泊される方が負担する費用です。横須賀研修所での宿泊を希望される方は、受講申込時に申し込んでください。宿泊定員は最大 28 名で、申込順の受付となります。

なお、上表に掲げる施設利用料は、講習開始日から終了日の前日までの宿泊経費で、前日(前泊)及び講習終了日(後泊)の宿泊分は含んでいません。

また、宿泊者には朝食及び夕食は支給していません。持込、又は外食となります。

(3) 講習開始日の前日(前泊)及び講習終了日(後泊)を希望される方は、宿泊当日に直接、研修所において申し込み次の金額を現金にてお支払いください。

**【前泊、後泊希望者とも一泊につき 3,500 円（いずれも食事はありません。）】**

#### (4) 受講料等の納入

受講料等(受講料及び施設利用料)は、前泊・後泊の宿泊経費を除き、原則として受講前に納入していただきます。

受講申込受付終了後、「訓練参加費(受講料・施設利用料)請求書」を送付しますので、次の銀行口座に指定した期日までに振り込んでください。(※振込手数料は受講者負担とさせていただきます。現金による納入はできません。)

なお、指定した期日を過ぎても振り込まれていない場合は、受講申し込みを取り消し、他の受講希望者に振り替える場合があります。

【振込先】	三井住友銀行 東京公務部
【口座番号】	普通預金 22106
【口座名】	独立行政法人海上災害防止センター訓練口

### Ⅲ 受講の申込方法等について

#### 1. 受講申込方法

##### (1) 講習ごとに受講申込を行う場合

- ① 受講申込書を送付する前に、必ず、受講希望講習の申込状況を電話等で確認してください。（その際に『仮予約』として受講枠を仮押さえすることもできますが、申込みの確定には次に記載する申込書が必要です。）

その上で、講習開始の**1カ月前までに**本書に添付している「**海上防災訓練受講申込書（登録講習用）**」に必要事項を記入の上、**郵送又はFAXにてお申し込みください。**その際、同申込書の裏面に記載している「**受講申込規約**」の内容を必ず確認してください。

なお、**受講の受付は申込順となりますので、なるべく早めに申し込んでください。**特に、「**標準コース**」については、**数か月前までに受講定員に達してしまうことがありますので、十分ご注意願います。**

- ② 受講を受け付けた申込者（会社の場合は、申込担当者）には、訓練開始 1ヶ月前を目安に当センターから「訓練参加費請求書」、「登録講習受講票」及び「心構え」の3点を送付します。（※会社で複数の方が受講する場合には、受講者数分の受講票を送付します。）  
なお、諸般の事情により受講をお断りする場合は、電話で連絡します。

##### (2) 年間予約について

会社等において、年間を通じて計画的に登録講習を受講される場合には、具体的な受講者が未定であっても講習の年間予約を行うことができます。

- ① 登録講習ごとに「参加人数」のみを記入し、「年間予約」と明示して文書にてお申し込みください。（※文書の様式は問いません。）

なお、年間予約についても申し込み順に受け付けますので、ご要望がある場合にはなるべく早めにお申し込みください。

- ② 年間予約で申し込まれた受講枠については、「仮予約」としての扱いになりますので、必ず各回の講習開始の4週間前までに予約の再確認を行っていただく必要があります。再確認を行われない場合には、受講枠を取り消す場合があります。

（※再確認の連絡は、電話、FAXのいずれでも結構です。）

なお、再確認の段階では、具体的な受講者が未定のままでも結構ですが、再確認の際に確定した受講枠をそれ以後に取り消した場合には、キャンセル料の対象となりますので、その点には留意願います。

- ③ 上記事項確認後「海上防災訓練受講申込書（登録講習用）」の提出をお願いします。（※複数の方が受講する場合、申込書は受講者全員分（1名につき1枚）が必要です。）

## 2. 受講者の変更について（受講予定者の変更）

申込時の受講者が都合により受講できなくなった場合、その者に代えて他の者を受講させることはできますが、新たに受講する方の「海上防災訓練受講申込書（登録講習用）」が必要となります。また、その場合は必ずその旨を事前に防災訓練所（本部・TEL：045-224-4321）に申し出てください。

## 3. 受講等を取り消す場合の料金の返納について

受講料等（受講料、施設利用料）を振込後、受講等を取り消す場合は、1名につき次に掲げるキャンセル料が発生します。キャンセル料は返納する受講料等から差し引かせていただきます。

なお、下記日数計算は、講習開始日から起算し、土・日曜、祝日は計算に含めず、営業日でカウントします。（下欄例示参照）

<b>(1) 受講のキャンセル料</b>	
○ 料金振込後から講習開始日の4日前まで 及び、年間予約の再確認後のキャンセル・・・・・・・・	一律 3,000 円
○ 講習開始日3日前から講習開始直前まで・・・・・・・・	受講料の 40%
○ 講習開始後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受講料全額
<b>(2) 宿泊施設のキャンセル料</b>	
○ 料金振込後から講習開始日の4日前まで・・・・・・・・	一律 1,000 円
○ 講習開始日3日前から訓練開始直前まで・・・・・・・・	施設利用料の 40%
○ 講習開始後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設利用料全額
※誤入金の場合…210 円 例)A が払う料金を誤って B が支払った場合、B に返金する際に徴収する金額。	

【例】

← 受講 3,000 円/宿泊 1,000 円 →		← 40% →							←100%
振込後、または 年間予約確認後 1ヶ月前	(月) 5日前	(火) 4日前	(水) 3日前	(木) 2日前	(金) 1日前	(土)	(日)	(月) 訓練開始日	

## 4. 受講の申込・変更・取り消し先、講習内容などの相談窓口

(1) 受講の申込み、講習内容等に関する問い合わせ先

あて先 独立行政法人 海上災害防止センター 防災訓練所(本部)  
 住所 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル 8F  
 電話番号 045-224-4321  
 FAX 番号 045-224-4312  
 受付時間 平日 09:00～12:00 13:00～17:00 (祝日を除く)

(2) 講習内容等に関する問い合わせ先

あて先 独立行政法人 海上災害防止センター 防災訓練所(研修所)  
 住所 〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町 13  
 電話番号 046-826-3660/3615  
 FAX 番号 046-826-3822  
 受付時間 平日 09:00～12:00 13:00～17:00 (祝日を除く)

## IV 受講に際しての注意事項等について

### 1. 受講者の健康状態等について

- (1) 受講に際しては、年齢等を含め特に前提条件はありませんが、登録講習を受講できるのは、実習訓練の実施に支障のない健康な方とします。
- (2) 身体能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去1年以内に入院経験のある方、若しくは現在通院加療中の方は、原則的には登録講習を受講することができません。ただし、受講可能である旨の「医師の診断書」を持参できる方については受講を受け付けます。  
(※「医師の診断書」がないと、訓練参加をお断りする場合があります。)
- (3) 当センターでは講習期間中、受講者に対し、一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講生自らの故意による傷害等センター側の過失以外に起因する傷害等については、その責を負えない場合があります。
- (4) 船舶に乗船して訓練、移動する機会が多いので、船酔いする恐れのある方は、各自予防対策を講じてください。
- (5) ・発熱、新型インフルエンザの疑いのある方は、訓練参加を見合わせてください。  
・訓練期間中、受講生に新型インフルエンザ感染者が発生した場合で、関係機関等から訓練中止の指導が出された場合、訓練を中止する場合があります。

### 2. 集合場所及び集合時刻

**講習開始日の08:30までに**、神奈川県横須賀市所在のセンターの**研修所**に集合してください(所在地等は裏表紙に記載しています。)

また、集合時及び解散時には、次に掲げる注意事項に留意願います。

#### 【注意事項】

- 万一、集合時刻に遅延しそうな場合には、横須賀の防災訓練所（研修所 TEL:046-826-3660）に連絡をお願いします。  
ただし、交通機関の事故等、交通機関の責めに帰する場合であっても、集合時刻に遅れた場合は、受講をお断りする場合があります。
- 訓練日程、特に訓練終了日の終了時刻については、気象海象等の状況により変更する場合があります。また、これに伴う列車、航空券のキャンセル、予約変更に関する一切の責任は負いません。

### 3. 必ず持参いただく書類、必要物品など

#### (1) 受付時の必要書類

- ・登録講習受講票（氏名、現住所等所要事項を記入のうえ持参）  
※受講票がないと講習を受講できません。

(2) 実習時の服装等

- ・ 長袖作業服（綿製、又は静電防止服が望ましい。）
- ・ 野球帽型の帽子（綿製が望ましい。）
- ・ タオル（綿製）、軍手

※消防用水や汗で下着が濡れるおそれがあるので、替え下着の準備をお願いします。

※秋～冬には厚手の作業着や、中に羽織るトレーナ等防寒対策をお願いします。

※実習時に使う靴は当方で準備いたします。

(3) 修了証明書等交付時の必要品

- ・ 船員手帳、運転免許証、海技免状など写真付きの身分証明書
- ・ 印鑑

#### 4. 宿泊施設の利用について

(1) 研修所に付属する宿泊施設の利用は、原則として事前の申込みが必要です。

(2) 前日から宿泊される方は、講習開始日の前日の 15:00～20:00 の間に、研修所にお入りください。万一、遅延、キャンセルする場合は、必ず防災訓練所（研修所 TEL: 046-826-3660）に電話連絡を入れてください（※宿泊施設は研修所建物内にあります。また、荷物を宅配される場合も、前日の 15:00～20:00 の間に配達されるよう指定をお願いします。）。

なお、センター宿泊施設は、一般のビジネスホテルではありませんので、必ず時間厳守でお願いします。

(3) 研修所宿泊施設の浴室には、石鹸、シャンプーは備えてありますが、タオル、歯ブラシ等はありません。

#### 5. 研修所近隣のホテル等について

研修所宿泊施設が満室の場合には、申し出ていただいてもご利用できませんので、その場合には、近隣のビジネスホテル等を利用していただくこととなります。

**【横須賀研修所近隣のビジネスホテル等】**

- ・ ホテルパレス TEL: 046-827-3000
- ・ セントラルホテル TEL: 046-827-1111
- ・ ホテル横須賀 TEL: 046-825-1111
- ・ ロイヤルホテル TEL: 046-822-5931
- ・ ビジネス旅館しろがね TEL: 046-822-3032
- ・ 八百常(やおつね)旅館 TEL: 046-822-1377

※当センターによる宿泊所（ビジネスホテル等）の斡旋は行っていませんので、問合せ、予約等は各自でお願いします。また、万が一トラブルが発生した場合でもその責任は負いかねます。

## V 修了証書等について

### 1. 登録講習修了証明書

これまで、甲種危険物等取扱責任者資格の認定を申請する際には、当センターが発行する「標準コース」、「消防実習コース」の修了証書が有効な書類とされてきましたが、平成16年5月の船員法施行規則の改正により登録講習制に移行したことに伴い、今後は修了証書に代わり「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書」が資格認定の際に必要となります。

センターでは、登録講習の修了に際し判定試験を行い、これに合格した受講生に所定の「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書」を即日交付します。また、従来どおり、「標準コース」、又は「消防実習コース」の修了証書についても併せて発行します。

なお、船員法に規定する（タンカー）安全担当者資格、及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する有害液体汚染防止管理者資格の認定の際にも同様に登録講習修了証明書が必要となります。

### 2. 英文修了証

外航タンカー等に乗船される方のために、1995年STCW条約規則第V/1に記載された訓練課程を修了したことを証明する英文修了証を希望者に対し発行します。

なお、当センターでは、甲種危険物等取扱責任者講習（消防講習・学科講習）である「標準コース」を受講された方には英文修了証（A）を発行しますが、「消防実習コース」のみを受講された方には英文修了証の発行はできません。

また、当センターが開催する甲種危険物等取扱責任者講習（消防講習）である「消防実習コース」を受講し、かつ他機関が開催するタンカー安全担当者講習会（学科講習）を受講された方は、「船員災害防止協会」（TEL：03-3263-0918）に申請することで英文修了証（A）を取得することができます。

#### ◎英文修了証の申請手続き

当センターで「英文修了証（A）」の発行を希望する方は、講習初日に「英文修了証発行申請用紙」を配布しますので、**手数料 1,500 円**を添えて申請してください。

なお、過去に「標準コース」または「指揮運用コース」を修了された方が当センターの「更新講習コース」を受講する場合、「英文修了証（A）」を希望する方は、受講に際し「英文修了書発行申請用紙」を配布しますので、**手数料 1,000 円**を添えて申請してください。

## VI 更新講習会について

船員法の規定に基づく危険物等取扱責任者資格を証明する船員手帳の証印には、5年間の有効期限があり、この間に証印を更新しなくては資格自体も無効となります。

この証印を更新するには、所定の乗船履歴（業務従事経歴）で更新するほか、規定に基づく「更新講習会」を受講することでも更新することができます。

※1 当センターによる講習

○座学講習（1日間）

○受講料 10,800 円

※2 船員災害防止協会（TEL03-3263-0918）の通信教育による「更新講習会」も行っています。

# 平成23年度 海上防災訓練実施計画 「登録講習」

月/日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考			
4月		土	日				消防①	土	日	標準①	土	日	土	日	土	日	土	日				土	日	土	日	土	日	祝	土						
5月	日		祝	祝	祝		土	日	標準②	更①	土	日	土	日	土	日	土	日			土	日	標準③	土	日	土	日	土	日						
6月				土	日						土	日	消防③			土	日	土	日			標準④	土	日	土	日	土	日							
7月		土	日						土	日					土	日	祝	土	日			土	日	土	日	土	日								
8月						土	日	標準⑤	土	日	標準⑥	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日				8月中旬は施設整備		
9月			土	日						土	日					土	日	祝	土	日		消防④	土	日	土	日									
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
11月								土	日	祝	土	日							土	日		土	日	土	日	土	日								
12月											土	日				土	日	土	日	消防⑥			祝	土	日	土	日								
1月	日	休					土	日	祝	土	日											土	日	土	日	土	日	土	日						
2月				土	日				標準⑨		祝	日					土	日	標準⑧			土	日	土	日	土	日								
3月				土	日					土	日						土	日	祝				土	日	土	日	土	日							

標準⇔「標準コース」、消防⇔「消防実習コース」、有害物質⇔「有害物質コース」、更⇔「更新講習会」 ◆.....◆ 施設整備等により休止(8月中旬)

別表

## 海上防災訓練受講申込書（登録講習用）

申込日 平成 年 月 日

独立行政法人海上災害防止センター 御中

「受講申込規約」に同意の上、次の訓練について受講したいので申し込みます。

受講者本人又は  
申込責任者 氏名 印

登録講習区分	<input type="checkbox"/> 甲種危険物等取扱責任者講習（消防講習）【消防実習コース（2日間）】 <input type="checkbox"/> 〔甲種危険物等取扱責任者講習（消防講習・学科講習）【標準コース（5日間）】 安全担当者講習（学科講習）〕 <input type="checkbox"/> 有害液体汚染管理者講習（消防講習・学科講習）【有害物質コース（3日間）】				
コース名	第 回	コース	訓練実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日（ 日間）	
フリガナ	性別		男・女	職名	
受講者氏名	本籍 (都道府県)		生年月日	S・H 年 月 日	
受講者現住所	(〒 - )			記入された現住所は、修了証明書に反映されますので現住民票にある住所を正確に記入してください。	
宿泊	訓練前日	訓練期間中	訓練終了日	宿泊なし	(研修所宿泊希望者は希望日を○で囲んでください。)
連絡先住所	(〒 - )			受講に関して、当方より連絡させていただく場合に必要となりますので、実際に申込事務を担当されている方を御記入ください。 (個人でお申し込みされる方は、TEL、あればFAX欄を御記入願います。事業所名、所属部課、担当者名の記載は不要です。)	
事業所名	ビル建物名等、できるだけ詳しく御記入ください。				
所属部課	(内線番号)				
担当者名					
TEL	(該当箇所を○で囲んでください。) 代表 直通 携帯 船舶 自宅		FAX		

◎請求書に関するご確認（ご要望があれば通信欄に御記入ください）

請求先	<input type="checkbox"/> 申込責任者	<input type="checkbox"/> 受講者本人
請求書（2名以上の場合）	<input type="checkbox"/> 請求書は1枚に纏める	<input type="checkbox"/> 請求書は分割する
<< 通信欄 >>		

受講問い合わせ・受付窓口

独立行政法人 海上災害防止センター 防災訓練所  
 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号  
 三菱重工横浜ビル 8F  
 TEL 045-224-4321  
 FAX 045-224-4312

※事務処理欄

## 独立行政法人海上災害防止センター受講申込規約

独立行政法人海上災害防止センター(以下、「センター」と言います。)は、防災訓練所で行う各訓練コースの受講その他必要な事項に関し、次のとおり受講申込規約を定めます。

### I 受講申込

- センターでは、先着順に各訓練コースの受講の申込みを受け付けます。受講を希望されても定員に達している場合などには受け付けることができない場合があります。また、コース開催上必要な最低人員に達しないコースについては、やむを得ず開講しない場合があります。
- センターの各訓練コースの受講は、所定の事項が記載された「海上防災訓練受講申込書」(一般用・登録講習用)の提出をもって受け付けます。なお、口頭のみによる申込みはできません。
- 正式な申込みを行う前に、電話連絡等による仮予約を行うことができます。ただし、仮予約はあくまで受講枠を一旦確保することができるものであって、受講を確約するものではありません。仮予約を行った場合でも正式な書面での申込みがない場合には、受講の意志がないものとみなします。年間予約も受け付けていますが、基本的には仮予約の場合と同様の考え方にに基づきます。
- 会社等で受講の申込みをした場合、申込後に受講者の変更を行うことはできますが、それは合理的な理由に基づく受講者の変更に限り認めるものであって、基本的に受講の権利を譲渡することはできません。
- 各コースとも受講するための前提条件はありませんが、受講できるのは、実習訓練等の実施に支障のない健康な方とします。身体能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去 1 年以内に入院経験のある方、若しくは現在通院加療中の方は、原則的に登録講習を受講することができません。

### II 受講料

- 各コースとも受講料及び施設利用料(宿泊料)(以下、「受講料等」と言います。)は、原則的に所定の金額及び方法で事前に納入していただきます。(前泊、後泊に関する施設利用料は除く。)事前に納入いただけない場合は、受講を取り消すものとします。ただし、合理的な理由により事前納入できない場合であって、センターが認めるものについては、コース終了後に納入することができます。
- 受講料等を納入した後に、受講を取り消す場合は、取り消す時期により所定のキャンセル料が発生します。なお、受講を取り消した場合は、納入された受講料等からキャンセル料を差引き返納することとなります。(⇒ご案内本文中の「受講等を取り消す場合の料金の返納について」項を参照)

### III 受講関係

- 各コースの受講には、センターが発行する正規の受講票(登録講習の場合は、登録講習受講票)が必要です。また、受講票はコース初日の受講生登録時に必ず提示してください。不提示の場合は、受講をお断りする場合があります。
- 受講各コースの開始日の 08:30 までに、神奈川県横須賀市所在の独立行政法人海上災害防止センター研修所に集合してください。また、コース期間中は、定められた場所、時間に集合してください。遅刻した場合は、受講をお断りする場合があります。
- 各コースとも危険を伴う実習を含んでおり、これら危険等を防止するためにも、コース開催中、受講生にはセンター防災訓練所教官及び職員が指示に必ず従っていただきます。
- 各コースの履修内容を全て修了した受講生には、修了証書を交付します。また、登録講習としての訓練コースではコース終了後に行う判定試験に合格した者に対し修了証書に併せ登録講習修了証明書を発行します。ただし、コース途中で退場・棄権した者には修了証書及び登録講習証明書は交付せず、受講料等も返納しません。
- 受講生は予め示された必要物品(作業用衣類を含む。)を携行してください。不携行の場合は基本的にセンター側では貸与しません。

### IV 宿泊施設

- 研修所に付属する宿泊施設の利用には、事前の申込みが必要です。申込みは先着順で受け付けますので、定員に達した場合は、宿泊をお断り致します。その場合は、近隣のビジネスホテル等を利用していただくこととなりますが、当センターによる他の宿泊所の斡旋は行っておりませんので、申込み等は各自で行ってください。
- 前日から宿泊する受講生は、コース開始日の前日の 15:00~20:00 の間に、研修所に入所してください。万一、遅延、キャンセルする場合は、必ず横須賀研修所に電話連絡を入れてください。無断でキャンセルした場合にはキャンセル料が発生します。
- センター宿泊施設は、一般のビジネスホテルではありません。宿泊中は、常駐する管理人の指示に従っていただきます。

### V 禁止事項・免責事項

- センターは、受講生に次に掲げる不正等を発見した場合は、退場を命ずることができるものとします。その場合、修了証書(登録講習修了証明書を含む。)は交付せず、また、受講料等の返納もしません。
  - ・ 他人を偽り受講した場合
  - ・ 著しく訓練コースの進行を妨げた場合
  - ・ コース修了の際の判定試験等において不正行為をはたらいた場合
  - ・ 正当な理由なくセンター教官及び職員等の指示に従わなかった場合
- コース日程、特にコース終了日の終了時刻については、気象海象等の状況により変更する場合があります。センターでは、これに伴う列車、航空券の事前予約変更に関する一切の責任は負いません。
- センターでは講習期間中、受講者に対し一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講生自らの故意の傷害等センター側の過失以外に起因する傷害等については、その責を負えない場合があります。

### VI 個人情報の取扱い

- センターは、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、受講引受けの判断、本契約の管理・履行を行うために利用させていただきます。
- 本契約をお申し込みされる方には、契約の申込みにあたり、センターが個人情報を下記に記載の提供利用の他、上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただくようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には本契約をお引き受けすることができませんのでご了承ください。

## 記

- 1, 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国、業務請負元、保険会社等の第三者に対して個人情報を提供すること
- 2, センター内においての統計資料作成等

### **注意喚起** <<新型コロナウイルスによる訓練中止についてのお知らせ>>

- 訓練期間中、受講生に新型コロナウイルス感染者が発生した場合で、「発熱センターから訓練中止の指導」が出された場合、訓練を中止する場合があります。
- 発熱等、新型コロナウイルスの疑いのある方は、訓練参加を見合わせてください。

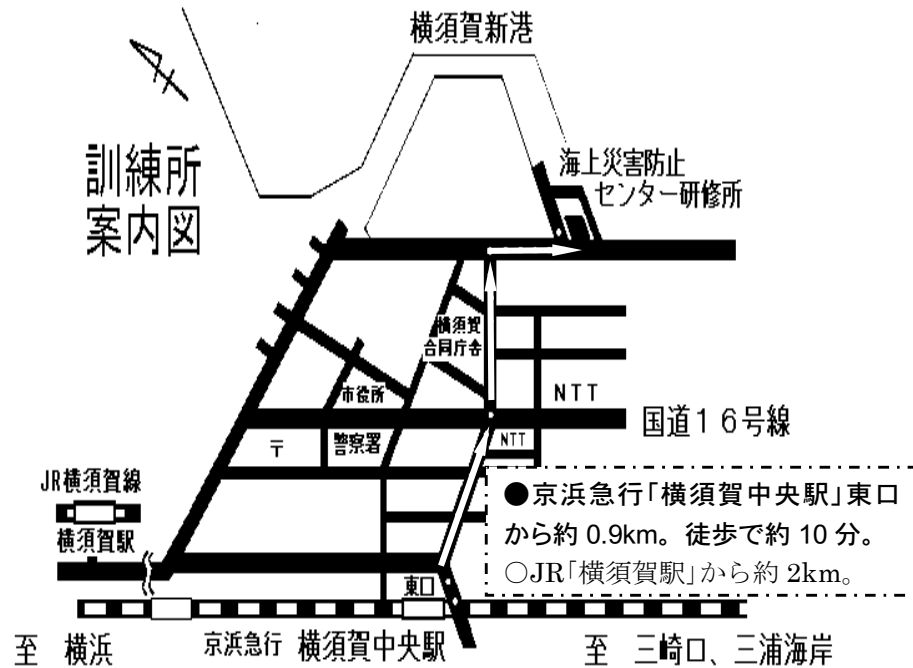
## **申込書記入要領**

(海上防災訓練受講申込書(登録講習用))

### 《記入要領》

海上防災訓練受講申込書(登録講習用)は、次の要領に従って記入してください。

- 【申 込 日】 実際に申込みを行う日の日付を和暦で記入してください。
- 【受講者本人又は申込責任者】 受講する本人、又は会社等で受講する場合の申込責任者(担当者)の方が署名、押印してください。
- 【登録講習区分】 受講される講習の種類にチェックマーク(レ点)を記入してください。(例えば、「標準コース」を受講する場合は、上から2番目の口欄にチェックマーク(レ点)を記入)
- 【コース名】 受講する講習のコース名(例えば、第5回 標準コース など)を記入してください。
- 【訓練実施日】 受講する講習(コース)の開催期間を記入してください。また、括弧内にはその日数を記入してください。
- 【受講者氏名】 省略漢字等を用いず楷書で丁寧に氏名を記入してください。また、必ずカタカナでフリガナをふってください。
- 【本 籍】 本籍の所在する「都道府県名」のみを記入してください。
- 【職 名】 現在就いている職名を一般的な呼称で記入してください。離職中の方は省略して結構です。
- 【受講者現住所】 現在、受講者の方の住民票に記載された住所を正確に記入してください。なお、ここに記入された現住所が資格認定等の際に必要な登録講習修了証明書にそのまま記載されます。
- 【宿 泊】 研修所に付属する宿泊設備の利用を希望する方は、それぞれを○印で囲んでください。(例えば、5/16～20の間実施するコースを受講する場合、5/15に宿泊を希望する方は「訓練前日」に○印、5/16～19の間に宿泊を希望する方は「訓練期間中」に○印、5/20も宿泊を希望する方は「訓練終了日」に○印を、宿泊設備を利用しない場合は「宿泊なし」に○印をそれぞれ記入してください。)
- 【連絡先住所】 現住所欄と同一の場合は、「現住所と同じ」と記入していただければ結構ですが、現住所と連絡先(受講票等の送付先)が異なる場合は、正確に宛先となる住所を記入してください。
- 【事業所名、所属部課名、担当者名】 会社等の組織の一員として受講する場合には、事業所名、所属部課名、担当者名のそれぞれを記入してください。個人で受講する場合は、事業所名、所属部課名、担当者名の記入は不要です。
- 【T E L】 こちらから問合せする場合がありますので、申込日以降、連絡のとれる電話番号と電話の種別(代表、直通、携帯、船舶、自宅)を記入してください。また、FAXをお持ちの方は、FAX番号も併せて記入してください。
- 【請 求 先】 受講料等の費用請求に関して、受講者本人ではなく申込責任者側(会社等)で支払う場合は、この欄で予め明示してください。
- 【請 求 書】 同じ会社等で複数名の受講者が受講する場合、請求書を各受講者ごとに分割することが必要な場合は予めこの欄で明示してください。
- 【通 信 欄】 事前にセンター側に知らせるべき事項がありましたら、この欄を使用してください。



〔交通案内〕

【航空機で羽田空港利用の場合】

京浜急行「羽田空港駅」から”特急”または”快特”＜三崎口/京急久里浜＞行に乗車(京急蒲田経由)、「横須賀中央駅」下車(所要時間約55分)、東口より徒歩10分(上図参照)。

【新幹線、その他鉄道利用の場合】

JR・京急「品川駅」から”特急”または”快特”＜三崎口/京急久里浜＞行に乗車、以下同(所要時間約45分)。

受講問合せ・受付窓口

独立行政法人 海上災害防止センター防災訓練所 (本部)

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番1号  
 三菱重工横浜ビル8階  
 TEL 045-224-4321  
 FAX 045-224-4312

研修・宿泊施設所在地

独立行政法人 海上災害防止センター防災訓練所(研修所)

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地  
 TEL 046-826-3660/3615  
 FAX 046-826-3822

URL

<http://www.mdpc.or.jp>